

《公開用感染制御相談事例集(Q&A)》

相談事例No.

区分 環境管理 (廃棄物)

【質問】

使用後のおむつの始末について教えてください

【回答】

使用後のおむつは、感染性のある患者のものか、感染性のない患者さんのもので、廃棄方法が異なります。

感染性のない患者のものは、事業系一般廃棄物として廃棄できますが、感染性のある患者のものについては特別管理一般廃棄物として、いわゆる感染性廃棄物として扱います。

ここで、感染性があるかどうかの判断ですが、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」P39にその基準が示されておりますのでこれに従います。

概略は、感染症法一類～三類感染症、指定感染症、新感染症の患者の場合はすべて、また、感染症法四類・五類のうち特定の感染症の患者さん、あるいは上記以外で血液の付着したものについて感染性廃棄物として取り扱う必要があります。

実際の処理手順ですが、感染症の有無にかかわらず、標準予防策を徹底し、全てのおむつ処理を行うことが望まれます。

さらに、使用後のおむつによって、周囲環境や人の手が汚染しないように、防水性・密封性に気をつけて適切に取り扱うことが必要です。おむつを個々のビニール袋に入れて処理しなくてはならない事などは法的に定められていませんが、他の患者さんへの微

生物の伝播を防止するために、患者さん毎にビニール袋に入れてそれぞれ適切な廃棄物容器に廃棄することなどが勧められます。新聞紙に包んで廃棄する方法は、新聞紙は防水性がないため、患者さんのシーツ類やベッド上、床を汚染することが考えられます。

おむつ交換は急性期・慢性期を問わず対象者は幅広く、日常の清潔ケアにおいて頻回に行われています。また、連続して患者のおむつ交換を行う状況などでは医療従事者の手技によって汚染を広げることのないように注意することが大切です。

参考文献

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル『環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策本部』 平成24年5月 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>